

訪問看護重要事項説明書

< 令和 3年 4月 1日 現在 >

1. 基本方針

1. 利用者が安心して普通の生活、当たり前の生活をするための援助をします。
2. 介護者の援助を基本とし、在宅介護が長続きするために支援します。
3. 素早い対応と利用者主体の看護に心がけます。

2. 一般社団法人茅野市訪問看護センターの訪問看護事業の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	訪問看護ステーションりんどう
所在地	長野県茅野市塚原二丁目5番45号
介護保険事業所番号	2061490013
管理者	五味 紀美子
通常の事業の実施地域※	茅野市・原村

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理総括	1名
主任	看護師	1名		訪問看護責任者	1名
訪問看護	看護師・保健師	3名	5名	訪問看護	8名
	理学療法士	2名		リハビリテーション	2名
事務職員			1名	保険会計事務全般	1名

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

緊急時の電話相談は、24時間対応可能です。

必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。

* 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

(1) 療養上の世話

食事（栄養）薬の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア

- (2) 診療の補助
褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 精神的なケアに関すること
- (5) 家族支援に関すること
家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

4. 利用料金

(1) 利用料

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が下記のようになります。

●介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割・2割・3割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

		項目	内容	金額
訪問1回につき算定	所要時間等	訪問看護 20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可	保健師、看護師	3,130円
			准看護師	2,820円
		30分未満	保健師、看護師	4,700円
			准看護師	4,230円
		30分以上1時間未満	保健師、看護師	8,210円
			准看護師	7,390円
	1時間以上1時間30分未満	保健師、看護師	11,250円	
		准看護師	10,130円	
	1日に2回までの場合 1日に2回を超えて行う場合 90/100	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,930円	
			2,640円	
	介護予防訪問看護費	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可	保健師、看護師	3,020円
			准看護師	2,720円
		30分未満	保健師、看護師	4,500円
			准看護師	4,050円
30分以上1時間未満		保健師、看護師	7,920円	
		准看護師	7,130円	
1時間以上1時間30分未満	保健師、看護師	10,870円		
	准看護師	9,780円		
		1日に2回までの場合 1日に2回を超えて行う場合 50/100	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,830円 1,420円
<p>【注】 ・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ・深夜(午後10時から午前6時まで)の場合100分の50を加算 なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。 ※ (20分未満)気管切開等の利用者に対し、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。 利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること ・利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。</p>				
		加算項目	内容	金額
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	サービスの質が一定以上に保たれている訪問	60円
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制にある場合に算定	30円
		複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	2,540円
		複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)		4,020円
		複数名訪問加算Ⅱ(30分未満)	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を	2,010円

	複数名訪問加算Ⅱ(30分以上)	行う	3,170円
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	3,000円
	緊急時訪問看護加算 (月の初回訪問時に加算)	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	5,740円
月 1 回 算 定	特別管理加算(Ⅰ)(月の初回時に加算)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	5,000円
	特別管理加算(Ⅱ)(月の初回時に加算)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	2,500円
	看護体制強化加算(Ⅰ)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制にある場合に算定	5,500円
	看護体制強化加算(Ⅱ)		2,000円
	予防訪問看護体制強化加算		1,000円
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定(介護予防訪問看護の場合を除く)	20,000円
	看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合算定	2,500円
初回加算	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定	3,000円	
	退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合算定	6,000円

(令和3年4月1日 改正)

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定します。

2. その他の利用料(保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。)

項目	内容	金額
長時間利用料	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	30分ごとに 500円
交通費	通常の事業実地地域を越える場合	1回につき250円
死後の処置	通常時間帯	午前8時～午後6時 12,643円
	早朝	午前6時～午前8時 15,143円
	夜間	午後6時～午後10時 15,143円
	深夜	午後10時～翌日午前6時 17,643円
	※上記の利用料の額は、1回についての額とし、材料費及び消費税を含むものとする。	
その他の利用料	実費相当額	

備考

- ① この表の「長時間利用料」とは営業時間内において1時間30分を超えて利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことです。
- ② この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金です。
- ③ この表の「その他の料金」とは、日常生活に必要な物品の使用に係わる利用料です。

●健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

1. 訪問看護療養費

項目	内容	金額
・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障害の状態にあることで認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6歳(就学後)～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の3割 (各保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください

指定訪問看護に要する費用の種類と金額(基本的には週3日限度)

項目	内容	金額	
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 一日につき	保健師・助産師・看護師	週3回目まで	5,550円
		週4日目以降	6,550円

	准看護師	週3回目まで	5,050円	
		週4回目以降	6,050円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同じ日に同じ建物の居住者に訪問する場合	保健師・助産師・看護師	同一建物内2人	週3回目まで 週4回目以降	5,550円 6,550円
		同一建物内3人以上	週3回目まで 週4回目以降	2,780円 3,280円
	准看護師	同一建物内2人	週3回目まで 週4回目以降	5,050円 6,050円
		同一建物内3人以上	週3回目まで 週4回目以降	2,530円 3,030円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一建物内2人	週3回目まで	5,550円
		同一建物内3人以上	週3回目まで	2,780円
基本療養費（Ⅲ）	入院中の外泊時に訪問する場合一日につき		8,500円	
基本療養費Ⅰ及びⅡの加算	難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	同一建物内1人、2人	4,500円
			同一建物内3人以上	4,000円
		1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人	8,000円
			同一建物内3人以上	7,200円
	緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問		2,650円
	長時間訪問看護加算	週1日を限度 特別管理加算、特別訪問看護指示書期間の対象者のみ（90分を超える訪問）		5,200円
	乳幼児加算・幼児加算	1日につき		1,500円
	複数名訪問看護加算	保健師・助産師・看護師又は准看護師と保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一建物内1人、2人	4,500円
			同一建物内3人以上	4,000円
		保健師・助産師・看護師又は准看護師と准看護師	同一建物内1人、2人	3,800円
			同一建物内3人以上	3,400円
保健師・助産師・看護師又は准看護師と看護補助者		同一建物内1人、2人	3,000円	
		同一建物内3人以上	2,700円	
	保健師・助産師・看護師又は准看護師と看護補助者（別表7・8、特別訪問看護指示書期間）	1日に1回の場合	同一建物内1人、2人 同一建物内3人以上	3,000円 2,700円
1日に2回の場合		同一建物内1人、2人 同一建物内3人以上	6,000円 5,400円	
1日に3回以上の場合		同一建物内1人、2人 同一建物内3人以上	10,000円 9,000円	
夜間・早朝訪問看護加算	夜18時～22時/早朝6時～8時		2,100円	
深夜訪問看護加算	夜22時～早朝6時		4,200円	
訪問看護管理療養費	月の初日 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1		12,530円	
	ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2		9,500円	
	ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3		8,470円	
	ニ イ～ハ以外の場合		7,440円	
	月の2日目以降（1日につき）		3,000円	
管理療養費の加算	24時間対応体制加算	常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合1月あたり		6,400円
	特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある場合	1月あたり	2,500円
		重症度が高い	1月あたり	5,000円
	退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合初日の訪問日に加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回		8,000円
	特別管理指導加算	退院時共同指導加を算定し厚生労働大臣が定める疾病の利用者		2,000円
	退院支援指導加算	退院日、在宅での療養に必要な指導を行った場合 退院日翌日以降訪問日に加算		6,000円
	在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と月2回以上文書等で連携や指導を行った場合1回あたり（月1回まで）		3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時1回あたり（月2回まで）		2,000円	
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等に関して介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合		2,500円	
訪問看護情報提供療養費	月1回		1,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡月1回（在宅において）		25,000円	
訪問看護ターミナルケア療養費2	死亡月1回（特別養護老人ホーム等において）		10,000円	

精神科訪問看護療養費

項目		内容			金額
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ) 精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費	保健師・看護師・作業療法士	週3回目まで	30分以上	5,550円	
			30分未満	4,250円	
	週4日目以降	30分以上	6,550円		
		30分未満	5,100円		
	准看護師	週3回目まで	30分以上	5,050円	
			30分未満	3,870円	
週4日目以降	30分以上	6,050円			
	30分未満	4,720円			
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 同じ日に同じ建物の居住者に訪問する場合	保健師・看護師・作業療法士	同一建物内2人	週3日まで 30分以上	5,550円	
			週3日まで 30分未満	4,250円	
		週4日以降	30分以上	6,550円	
			30分未満	5,100円	
	同一建物内3人以上	週3日まで	30分以上	2,780円	
		週3日まで	30分未満	2,130円	
	週4日以降	30分以上	3,280円		
		30分未満	2,550円		
	准看護師	同一建物内2人	週3日まで	30分以上	5,050円
			週3日まで	30分未満	3,870円
		週4日以降	30分以上	6,050円	
			30分未満	4,720円	
同一建物内3人以上	週3日まで	30分以上	2,530円		
	週3日まで	30分未満	1,940円		
週4日以降	30分以上	3,030円			
	30分未満	2,360円			
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ)	入院中の外泊時に訪問する場合 入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定			保健師、看護師、准看護師、作業療法士	8,500円
精神科基本療養費Ⅰ及びⅢの加算	精神科緊急訪問看護加算	保健師、看護師、准看護師、作業療法士			2,650円
	長時間精神科訪問看護加算	週1日を限度 1回の訪問看護の時間が90分を超える場合			5,200円
	複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)	保健師又は看護師と保健師・看護師・作業療法士	1日1回訪問	同一建物内1人、2人	4,500円
				同一建物内3人以上	4,000円
			1日2回訪問	同一建物内1人、2人	9,000円
		同一建物内3人以上		8,100円	
		1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人	14,500円	
			同一建物内3人以上	13,000円	
	保健師又は看護師と准看護師		1日1回訪問	同一建物内1人、2人	3,800円
		同一建物内3人以上		3,400円	
1日2回訪問		同一建物内1人、2人	7,600円		
	同一建物内3人以上	6,800円			
1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人	12,400円			
	同一建物内3人以上	11,200円			
保健師又は看護師と看護補助者又は精神保健福祉士	1日1回訪問	同一建物内1人、2人	3,000円		
同一建物内3人以上	2,700円				
夜間・早朝訪問看護加算	夜 18時～22時/早朝 6時～8時			2,100円	
深夜訪問看護加算	夜 22時～早朝 6時			4,200円	
訪問看護管理療養費	月の初日 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1			12,530円	
	ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2			9,500円	
	ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3			8,470円	
	ニ イ～ハ以外の場合			7,440円	
	月の2日目以降(1日につき)			3,000円	
管理療養費の	24時間対応体制加算	常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合1月あたり			6,400円
	特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある場合		1月あたり	2,500円
		重症度が高い		1月あたり	5,000円
退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合初日の訪問日に加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回			8,000円	

加算	特別管理指導加算	退院時共同指導加を算定し厚生労働大臣が定める疾病の利用者	2,000円
	退院支援指導加算	退院日、在宅での療養上必要な指導を行った場合 退院日翌日以降訪問日に加算	6,000円
	在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と月2回以上文書等で連携や指導を行った場合 1回あたり(月1回まで)	3,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時 1回あたり(月2回まで)	2,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回		1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡月1回(在宅において)		25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2	死亡月1回(特別養護老人ホーム等において)		10,000円

(令和2年4月1日 改正)

※ 合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費30回の算定につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定します。

※週4日目を以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))／多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
---	---

3. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)
保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

項目	内容		金額
長時間利用料	2時間を超えて訪問看護を提供する場合		30分ごとに 500円
時間外利用料	早朝利用料	午前6時～午前8時	早朝・夜間・深夜利用料の適応は訪問開始時刻を基点とする。 1時間まで 1,000円 1時間を超えた場合は、30分ごと500円 1回2時間までに1,500円 2時間を超える30分ごと1,000円
	夜間利用料	午後6時～午後10時	
	深夜利用料	午後10時～午前6時	
	休日利用料	休業日	
交通費	通常の事業実地地域を越える場合		1回につき250円
死後の処置	通常時間帯	午前8時～午後6時	12,643円
	早朝	午前6時～午前8時	15,143円
	夜間	午後6時～午後10時	15,143円
	深夜	午後10時～翌日午前6時	17,643円
※上記の利用料の額は、1回についての額とし、材料費及び消費税を含むものとする。			
その他の利用料	実費相当額		

備考

- この表の「長時間利用料」とは営業時間内において2時間を超えて利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことであり、
- この表の「時間外利用料」とは営業時間外又は休業日(利用者の選定に基づく場合)に利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことであり、
- この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金です。
- この表の「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料です。

(2) キャンセル料

前日までのご連絡は無料です。当日の場合は、実費等請求させて頂くことがあります。

(3) 料金のお支払い方法

月ごとの清算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたします。お支払いの方法は、ご指定の口座振替の方法と現金による徴収があります。

5. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

訪問看護事業は、利用者の生活の質の確保を支援する立場から、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能回復又利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことを目指します。

訪問看護事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
訪問看護師の変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	○	月1回全職員の研修 年2回長野県連絡協議会研修 他

6. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

電 話 (0266) 82-1234

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分まで

担 当 五味 紀美子

②その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

(茅野市の場合) 高齢者・保険課 電話0266-72-2101

(原 村の場合) 福祉係 電話0266-79-7092

長野県国民健康保険団体連合会 電話0262-32-1550

第三者委員にも苦情を申し立てる事ができます。

電話090-2166-5584 (永田様) 0266-72-4229 (伊藤様)

7. 秘密保持

当事業所の訪問看護師その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し漏らさないことを堅く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

当事業所は利用者と利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者と利用者の家族の個人情報を用いません。

8. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

10. 当事業所の概要

名 称	一般社団法人茅野市訪問看護センター 訪問看護ステーションりんどう	
代表者役職・氏名	理事長 今井 敦	
所在地・電話番号	長野県茅野市塚原二丁目5番45号 TEL (0266) 82-1234	
その他実施事業	(1) 健康保険法に基づく訪問看護事業 (2) 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業 (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (4) 家庭における看護・介護に関する情報の収集及び調査研究 (5) 介護者・要介護者・要支援者に対する家庭での疾病、看護・介護に関する知識の普及、相談・助言、高齢者の福祉増進の向上及び啓発に関する事業 (6) 在宅看護や介護職全般のサービス資質の向上、看護学生等の教育育成及び指導に関する事業 (7) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業	
事業所数	居宅介護支援事業	1カ所
	訪問看護（介護予防訪問看護）	1カ所

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 長野県茅野市塚原二丁目5番45号
名称 一般社団法人 茅野市訪問看護センター

説明者 所属 訪問看護ステーションりんどう

氏名 _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

※（署名代理人）住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

〈情報提供同意書〉

健康保険法、介護保険法による訪問看護で良質なサービス提供のため、『主治医・医療機関等』または、『居宅サービス事業者・施設サービス事業者・障がい福祉サービス事業者』『情報システム運用・保守業務の委託業者』に対して情報提供すること及び諏訪広域連合が保有する要介護認定等に係る資料について、資料の提供を受けることに御同意戴けますか。御同意戴けましたら御署名をお願いいたします。個人情報保護方針に基づき、個人のプライバシーはお守りいたします。

標記について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

※（署名代理人）住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

※署名代理人 利用者の筆記能力または判断能力が不十分な場合に署名を代行します。

訪問看護契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と、
訪問看護ステーション りんどう 一般社団法人茅野市訪問看護センター 理事長 今井
敦（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護保険法・健康保
険法等の関係法令に伴う訪問看護（以下、「訪問看護」といいます。）について次のとおり
契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法・健康保険法等の関係法令の趣旨にしたがっ
て、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営
むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する
料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は 令和_____年 _____月 _____日から、介護保険の場合
は利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。医療保険の場合は
訪問看護が必要でなくなった日までとします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書（任意）による契約終了の
申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問看護計画の作成、介護予防訪問看護計画の作成）

第3条 事業者は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、利用者の日常
生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計
画」に沿って保健師、看護師、准看護師（以下、「看護職員」といいます。）（准看護師
を除く）は「訪問看護計画」「介護予防訪問看護計画」（以下、「訪問看護計画等」とい
います。）を作成します。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士
等」といいます。）が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施し
た看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療
法士等が共有するとともに、訪問看護計画等について、看護職員（准看護師を除く）と理
学療法士等が連携し作成します。事業者はこの「訪問看護計画等」の内容を利用者および
その家族に説明します。

（看護計画等の内容）

第4条 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は〔契約書別紙〕に定めたとおりです。事業
者は、〔契約書別紙〕に定めた内容の訪問看護を提供します。

2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画等に沿って〔契約書
別紙〕に定めた内容の訪問看護を提供します。

3 第2項のサービス従業者は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士等の有資格者です。
理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーション
を中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者及
びその家族に説明します。

4 訪問看護計画等が利用者との合意を持って変更され、事業者が提供するサービスの内容
又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の〔契約書
別紙〕を作成し、これをもって訪問看護の内容とします。

（サービス提供実施記録の作成）

第5条 事業者は、サービス提供実施記録を作成することとし、この契約の終了後2年間（苦
情の内容等、事故の状況及び事故に際して取った措置については5年間）保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービ
ス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けること

ができます。

(料金)

第6条 事業者は、毎月の療養サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された請求明細書を発行します。

- 2 利用者は、翌月の15日までに八十二銀行茅野支店、諏訪信用金庫茅野本町支店、長野銀行茅野支店、長野県信用組合茅野支店、信州諏訪農業協同組合、ゆうちょ銀行等の口座振替で支払いができます。又サービス従業者が現金で集金させていただく方法も出来ます
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 4 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(サービス中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、医師の指示により、訪問看護の必要性がないと判断された場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更を(増額又は減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書(任意)で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
 - (2) 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時中断又は終了します。
 - (1) 利用者が入所又は入院した場合
 - (2) 利用者が転出した場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
- 6 事業者は、契約終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者の同意を得て、利用者が指定する他のサービス事業者への関係記録(複写物)の引き継ぎ、連絡調整を行います。

(秘密保持)

第10条 事業者および事業者の使用する者(以下サービス従業者という)は、サービス提供

をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 サービス従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(利用者代理人)

第12条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要のある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(緊急時の対応)

第13条 事業者及びサービス従業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、24時間連絡がとれ対応できる体制をとっています。

(身分証携行義務)

第14条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第15条 事業者は訪問看護の提供にあたり介護支援専門員及び特定相談支援事業者又は保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に報告します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

2 苦情や意見を述べた方々に対して、以降の利用や生活において不利益な扱いをすることは、決してありません。万が一不利益な扱いを受けた場合は、担当者にその旨お申し出ください。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第19条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

私は、以上の契約書の内容について説明を受け、その内容を理解しましたので、本契約の申し込みをします。

<住 所> _____

<氏 名> _____

署名代行者

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認のうえ、署名代行しました。

<住 所> _____

<氏 名> _____

署名を代行した理由 _____

家族等(代理人)

私は、以上の契約内容について説明を受け、その内容を理解しましたので利用者の家族(代理人)として本契約を申し込みます。

<住 所> _____

<氏 名> _____

家族(代理人)として契約した理由 _____

後見人

私は、以上の契約内容について説明を受け、その内容を理解しましたので利用者の後見人として本契約を申し込みます。

<住 所> _____

<氏 名> _____

事業者

(介護保険事業所番号2061490013)

<事業者名> 訪問看護ステーションりんどう

<所在地> 長野県茅野市塚原二丁目5番45号

<代表者名> 一般社団法人茅野市訪問看護センター 理事長 今井 敦

【契約書別紙】

(保健師・看護師・准看護師による訪問看護/理学療法士等による看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした訪問看護)

○サービス担当責任者

氏名 _____ 連絡先 0266-82-1234

○訪問看護の内容

提供するサービスは下記の通りです。

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
5:00								
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								

*週単位以外のサービス (訪問診察)

○利用料 お支払いいただく料金の単価は下記の通りです。

●介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割・2割・3割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

		項目	内容	金額	
訪問 1回 につき 算定	訪問 看護 費	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可	保健師、看護師	3,130円	
			准看護師	2,820円	
		30分未満	保健師、看護師	4,700円	
			准看護師	4,230円	
		30分以上1時間未満	保健師、看護師	8,210円	
			准看護師	7,390円	
	介護 予 防 訪 問 看 護 費	1時間以上1時間30分未満	保健師、看護師	11,250円	
			准看護師	10,130円	
		1日に2回までの場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,930円	
		1日に2回を超えて行う場合 90/100		2,640円	
			20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可	保健師、看護師	3,020円
				准看護師	2,720円
30分未満	保健師、看護師		4,500円		
	准看護師		4,050円		
	30分以上1時間未満	保健師、看護師	7,920円		
		准看護師	7,130円		
	1時間以上1時間30分未満	保健師、看護師	10,870円		
		准看護師	9,780円		

	1日に2回までの場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2,830円	
	1日に2回を超えて行う場合 50/100		1,420円	
<p>【注】・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ・深夜(午後10時から午前6時まで)の場合100分の50を加算 なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。 ※(20分未満)気管切開等の利用者に対し、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。 利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること ・利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。</p>				
	加算項目	内容	金額	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	サービスの質が一定以上に保たれている訪問	60円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制にある場合に算定	30円	
	複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	2,540円	
	複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)		4,020円	
	複数名訪問加算Ⅱ(30分未満)	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う	2,010円	
	複数名訪問加算Ⅱ(30分以上)		3,170円	
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者により90分を超える訪問を行った場合に算定	3,000円	
	緊急時訪問看護加算 (月の初回訪問時に加算)	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	5,740円	
月 1 回 算 定	特別管理加算(Ⅰ)(月の初回時に加算)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	5,000円	
	特別管理加算(Ⅱ)(月の初回時に加算)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	2,500円	
	看護体制強化加算(Ⅰ)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制にある場合に算定	5,500円	
	看護体制強化加算(Ⅱ)		2,000円	
	予防訪問看護体制強化加算		1,000円	
		ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定(介護予防訪問看護の場合を除く)	20,000円
		看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合算定	2,500円
	初回加算	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定	3,000円	
	退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合算定	6,000円	

(令和3年4月1日 改正)

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定します。

2. その他の利用料(保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。)

項目	内容	金額
長時間利用料	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	30分ごとに 500円
交通費	通常の事業実地地域を越える場合	1回につき250円
死後の処置	通常時間帯	午前8時～午後6時 12,643円
	早朝	午前6時～午前8時 15,143円
	夜間	午後6時～午後10時 15,143円
	深夜	午後10時～翌日午前6時 17,643円
※上記の利用料の額は、1回についての額とし、材料費及び消費税を含むものとする。		
その他の利用料	実費相当額	

備考

- この表の「長時間利用料」とは営業時間内において1時間30分を超えて利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことです。
- この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係る料金です。
- この表の「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係る利用料です。

●健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

- 訪問看護療養費

項目	内容	金額
・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障害の状態 にあることで認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6歳(就学後)～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の3割 (各保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください

指定訪問看護に要する費用の種類と金額(基本的には週3日限度)

項目	内容		金額	
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 一日につき	保健師・助産師・看護師	週3回目まで	5,550円	
		週4日目以降	6,550円	
	准看護師	週3回目まで	5,050円	
		週4日目以降	6,050円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同じ日に同じ建物の居住者に訪問する場合	保健師・助産師・看護師	同一建物内2人	週3回目まで	5,550円
			週4回目以降	6,550円
		同一建物内3人以上	週3回目まで	2,780円
			週4回目以降	3,280円
	准看護師	同一建物内2人	週3回目まで	5,050円
			週4回目以降	6,050円
		同一建物内3人以上	週3回目まで	2,530円
			週4回目以降	3,030円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一建物内2人	週3回目まで	5,550円	
	同一建物内3人以上	週3回目まで	2,780円	
基本療養費(Ⅲ)	入院中の外泊時に訪問する場合一日につき		8,500円	
基本療養費Ⅰ及びⅡの加算	難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	同一建物内1人、2人	4,500円
			同一建物内3人以上	4,000円
		1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人	8,000円
			同一建物内3人以上	7,200円
	緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問		2,650円
	長時間訪問看護加算	週1日を限度 特別管理加算、特別訪問看護指示書期間の対象者のみ(90分を超える訪問)		5,200円
	乳幼児加算・幼児加算	1日につき		1,500円
	複数名訪問看護加算	保健師・助産師・看護師又は准看護師と保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一建物内1人、2人	4,500円
			同一建物内3人以上	4,000円
		保健師・助産師・看護師又は准看護師と准看護師	同一建物内1人、2人	3,800円
			同一建物内3人以上	3,400円
		保健師・助産師・看護師又は准看護師と看護補助者	同一建物内1人、2人	3,000円
			同一建物内3人以上	2,700円
		保健師・助産師・看護師又は准看護師と看護補助者(別表7・8、特別訪問看護指示書期間)	1日に1回の場合	同一建物内1人、2人 同一建物内3人以上
1日に2回の場合			同一建物内1人、2人 同一建物内3人以上	6,000円 5,400円
1日に3回以上の場合	同一建物内1人、2人 同一建物内3人以上		10,000円 9,000円	
夜間・早期訪問看護加算	夜18時～22時/早期6時～8時		2,100円	
深夜訪問看護加算	夜22時～早期6時		4,200円	
訪問看護管理療養費	月の初日 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1		12,530円	
	ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2		9,500円	
	ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3		8,470円	
	ニ イ～ハ以外の場合		7,440円	
	月の2日目以降(1日につき)		3,000円	
管	24時間対応体制加算	常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合1月あたり		6,400円

療養費の加算	特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある場合	1月あたり	2,500円
		重症度が高い	1月あたり	5,000円
	退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合初日の訪問日に加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回		8,000円
	特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定し厚生労働大臣が定める疾病の利用者		2,000円
	退院支援指導加算	退院日、在宅での療養上必要な指導を行った場合 退院日翌日以降訪問日に加算		6,000円
	在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と月2回以上文書等で連携や指導を行った場合 1回あたり(月1回まで)		3,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時 1回あたり(月2回まで)		2,000円
	看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等に関して介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合		2,500円
	訪問看護情報提供療養費	月1回		1,500円
	訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡月1回(在宅において)		25,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費2	死亡月1回(特別養護老人ホーム等において)		10,000円

精神科訪問看護療養費

項目	内容			金額	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費	保健師・看護師・作業療法士	週3回目まで	30分以上	5,550円	
			30分未満	4,250円	
	週4日目以降	週3回目まで	30分以上	6,550円	
			30分未満	5,100円	
	准看護師	週4日目以降	週3回目まで	30分以上	5,050円
				30分未満	3,870円
		週4日目以降	30分以上	6,050円	
			30分未満	4,720円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同日に同じ建物の居住者に訪問する場合	保健師・看護師・作業療法士	同一建物内2人	週3日まで	30分以上	5,550円
			週4日以降	30分未満	4,250円
		週4日以降	30分以上	6,550円	
			30分未満	5,100円	
	同一建物内3人以上	週3日まで	30分以上	2,780円	
			30分未満	2,130円	
		週4日以降	30分以上	3,280円	
			30分未満	2,550円	
	准看護師	同一建物内2人	週3日まで	30分以上	5,050円
			週4日以降	30分未満	3,870円
		週4日以降	30分以上	6,050円	
			30分未満	4,720円	
同一建物内3人以上	週3日まで	30分以上	2,530円		
		30分未満	1,940円		
	週4日以降	30分以上	3,030円		
		30分未満	2,360円		
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	入院中の外泊時に訪問する場合 入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定		保健師、看護師、准看護師、作業療法士	8,500円	
精神科基本療養費Ⅰ及びⅢの加算	精神科緊急訪問看護加算	保健師、看護師、准看護師、作業療法士		2,650円	
	長時間精神科訪問看護加算	週1日を限度 1回の訪問看護の時間が90分を超える場合		5,200円	
	複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)	保健師又は看護師と保健師・看護師・作業療法士	1日1回訪問	同一建物内1人、2人	4,500円
				同一建物内3人以上	4,000円
			1日2回訪問	同一建物内1人、2人	9,000円
		同一建物内3人以上		8,100円	
		1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人	14,500円	
			同一建物内3人以上	13,000円	
	保健師又は看護師と准看護師		1日1回訪問	同一建物内1人、2人	3,800円
		同一建物内3人以上		3,400円	
1日2回訪問		同一建物内1人、2人	7,600円		
	同一建物内3人以上	6,800円			
1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人	12,400円			
	同一建物内3人以上	11,200円			

		保健師又は看護師と 看護補助者又は精神 保健福祉士	1日1回訪問	同一建物内1人、2人	3,000円
				同一建物内3人以上	2,700円
	夜間・早朝訪問看護加算	夜18時～22時/早朝6時～8時			2,100円
	深夜訪問看護加算	夜22時～早朝6時			4,200円
訪問看護管理療養費		月の初日 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1			12,530円
		ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2			9,500円
		ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3			8,470円
		ニ イ～ハ以外の場合			7,440円
		月の2日目以降(1日につき)			3,000円
管理療養費の加算	24時間対応体制加算	常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合1月あたり			6,400円
	特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある場合			1月あたり 2,500円
		重症度が高い			1月あたり 5,000円
	退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合 初日の訪問日に加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回			8,000円
	特別管理指導加算	退院時共同指導加を算定し厚生労働大臣が定める疾病の利用者			2,000円
	退院支援指導加算	退院日、在宅での療養上必要な指導を行った場合 退院日翌日以降訪問日に加算			6,000円
	在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と月2回以上文書等で連携や指導を行った場合 1回あたり(月1回まで)			3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時 1回あたり(月2回まで)			2,000円	
訪問看護情報提供療養費	月1回			1,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡月1回(在宅において)			25,000円	
訪問看護ターミナルケア療養費2	死亡月1回(特別養護老人ホーム等において)			10,000円	

(令和2年4月1日 改正)

※ 合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費30回の算定につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定します。

※週4日目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))／多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)／プリオン病／亜急性硬化性全脳炎／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態／ライソゾーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髄性多発神経炎	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
---	---

2. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

項目	内容		金額
長時間利用料	2時間を超えて訪問看護を提供する場合		30分ごとに 500円
時間外利用料	早朝利用料	午前6時～午前8時	早朝・夜間・深夜利用料の適応は訪問開始時刻を基点とする。 1時間まで 1,000円 1時間を超えた場合は、30分ごと500円 1回2時間までに1,500円 2時間を超える30分ごと1,000円
	夜間利用料	午後6時～午後10時	
	深夜利用料	午後10時～午前6時	
	休日利用料	休業日	
交通費	通常の事業実地地域を越える場合		1回につき250円
死後の処置	通常時間帯	午前8時～午後6時	12,643円
	早朝	午前6時～午前8時	15,143円
	夜間	午後6時～午後10時	15,143円
	深夜	午後10時～翌日午前6時	17,643円
	※上記の利用料の額は、1回についての額とし、材料費及び消費税を含むものとする。		
その他の利用料	実費相当額		

備考

- ① この表の「長時間利用料」とは営業時間内において2時間を超えて利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことであり、
- ② この表の「時間外利用料」とは営業時間外又は休業日(利用者の選定に基づく場合)に利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことであり、
- ③ この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金です。

④ この表の「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料です。

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日担当市町村の窓口に出すと、差額の払戻しを受けることができます。

○ その他

・通常の事業実施地域（茅野市・原村）を越えてサービスを提供した場合交通費は実費を頂きます。

・当事業所において、医療系学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで望むこととしておりますので、医療系教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。
- ② 学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及び利用者の御家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接訪ねることができます。
- ④ 利用者および利用者の御家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の御家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

○相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口	訪問看護ステーションりんどう
担当	管理者 五味 紀美子
電話番号	0266-82-1234
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(国民の祝日および12月29日～1月3日以外)	